

初めに

2014年、新たな年を迎えました。公職選挙法により、議員・首長は自筆答礼のための年賀状以外は時候の挨拶状を出すことは出来ません。

大変失礼だとは思いますが「政治家として法律を優先」することを、ご容赦下さい。

さて、せっくなのでこの機会に、上記の公職選挙法を考えると、貧富の差（挨拶状の有権者全員への乱送付）で政治家・候補者が選挙で優位にならないため、という主旨があることに気がきます。

しかし、そもそも年賀状を乱送付すること自体が常識外れに感じます。議員や候補者のレベルが「その程度も分からない」と言われているようで、悲しくなります。

そう考えてみると、よく聞く「ポイ捨て禁止条例」なども、常識やマナーであるべきものが「法律で決めないと出来ない」ものとして制定されており違和感を持ちます。

ああしなさい、こうしたらだめ。
ルールを決めるのは簡単。それを取り締まり、罰を与えるのも簡単です。
しかし、「自分で善悪を判断できる」そんな当たり前のことから、だんだんと離れていっているのではないかと危惧をしてしまいます。

因みに、豊川市にも「ポイ捨て及びふんの放置の防止に関する条例」があり、パトロール要員の雇用で税金が支出されたこともあります。

「自分で善悪を判断できる」当たり前の市民であり続け、またそういう市民が増えていかなければ、税金は本来必要ではなかったところにまで支出されていってしまいます。

私たちの意識そのものが市政（無駄遣い）に影響している。

自戒を込めつつ今年一年、良識ある市民であり続けたいと思います。

豊川市議会議員(豊川市民オンブズマン代表) 倉橋英樹



人の為と書いて、偽（いつわり）？

名古屋へ行ったとき、電車の中で年配の方に席を譲りました。しかし、さも当然のように座られ、何も言われなかったことで、少し残念に思ってしまったことがあります。

・・・ふと気づきます・・・

自分がお礼を言われたという「見返り」を求めていたことに。
まさに、「人の為」という名目を振りかざし、実は自分の為だった偽物の行為でした。

偽善に対して、お礼など頂ける訳も有りません。

私もまだまだ未熟です。

対価（お礼）を求めない本当の善意のみの行動が出来るように、日々精進を重ねたい。

オンブズ議員の活動報告

主権者の皆様へ

～北朝鮮による日本人拉致の問題～

12月10日～16日まで、何の日か知っている方はどのくらいいるでしょうか。
この期間は、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」といい、下記の法律の目的に合う活動を国と地方公共団体が行うよう求められています。

【参考】拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(抜粋)

第一条（目的）

この法律は、二千五年十二月十六日の国際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ～中略～北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とする。

第三条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。

しかし、12月議会で私を取り上げるまで、知らずにいた行政職員も多くおられました。一時関心の高まった頃より、悪い意味で鎮静化してしまったようにも感じます。

危険な道路でも死亡事故が起きるまで、放置される。
冤罪を我が身に受けるまで、他人事と捉えてしまう。
気付いた時には遅すぎる。それと同じことのように思います。

政府の拉致被害者認定はたったの17名ですが、「北朝鮮にいたことが分かっている」のに拉致認定されていない人もいます。そのような特定失踪者は全国で400人、この愛知県においても複数の失踪者がいます。決して他人事ではありません。

私たちに出来ることは少ないけれど・・・

関心を持ち続けることが解決の第一歩であり、新たな被害の抑止にもなります。

【拉致問題の全体像と解決策(ブルーリボン講演会)】

【講師】 荒木和博氏(特定失踪者問題調査会 会長)

【日時】 2014年 2月23日(日曜) 14:00~16:00

【場所】 豊川市 勤労福祉会館 大研修ホール (0533-84-6515)

【主催】 ブルーリボン豊川 【協賛】 ブルーリボン豊橋

ご意見やご質問、情報提供などお待ちしております。

制作及び 文章責任	くらはし ひでき 倉橋 英樹	連絡先(携帯) 090-6577-6895 i_do@c.vodafone.ne.jp
住所	愛知県豊川市御津町広石広国49-1	
ホームページ	http://www.saturn.sannet.ne.jp/kura	

ホームページは「倉橋英樹」で検索！詳細意見や議会動画を見て頂けます。

12月定例会 / 一般質問

今回は【市長等の退職手当】、【北朝鮮の拉致問題】、【市民病院跡地の再開発】の3点について質問をしました。

市長等の退職手当について

(質問・答弁要旨抜粋)

山脇市長の退職金辞退に対する想いは？	新市民病院建設による巨額な資金に対して、少しでも足しにという想いから辞退をしました。
(山脇市長の辞退が無い場合) 各特別職が4年間の任期満了時に受け取れる退職金額はいくらか。	市長……………約2,048万円 副市長……………約1,126万円 病院事業管理者…約948万円 教育長……………約657万円
再任されると何度も退職金が貰えてしまうが、4年ごとに毎回支給するのではなく1度だけの支給にすべきではないか。	退職する年度のみ大きな負担を生じることになるし、支給総額は変わらないから、現状が適切である。 (倉橋の質問意図とは少しズレてしまいました)
2期目の途中で不正行為が白日の下にさらされても、1期目の退職金は戻ってこない可能性もあるのではないか。	1期目の退職手当について、返納を求めることとなります。 (市の「返納を求める」には強制力はなく、相手の善意に依拠しています。また、行政が身内に返金の裁判を起こす事例も極めて少ないです。)
「退職金額の減額」、或いは特別職が全体でいくら貰っているのか分かり易くするために、「退職金廃止(応分を報酬に追加)」というような改正を考えてほしい。	多くの人に職業として特別職への道を開き、有為な人材を広く求めるという観点から、慎重であるべきという考え方もある。 また、退職金の水準は他市と比べても適正である。
市の職員が特別職になると勸奨退職扱いとなり、退職金が増額されるのか。実際に、勸奨扱いした事例はあるか。	退職手当条例に基づき勸奨退職とするか否かは、その時々 の状況によって判断します。 1名、勸奨退職扱いとしています。
一般的に社員が幹部役員に昇進したとき、勸奨扱いにはしない。更に特別職の任期毎にまた退職金を貰っていくという。甲賀市、米原市などは職員が特別職に就く場合は勸奨退職扱いをしないという規定を作っている。本市も見習い、改正すべきだ。	全国では、一般職から特別職となる場合に、 勸奨退職としない制限をしているところもあると承知はしている。しかし、その数は少数だと認識している。 今後特別職へ就任する場合の退職手当のあり方などの議論や、国や他自治体の動向などに注視していきたい。

【私たちは南洲翁(西郷隆盛)遺訓に習うべきだ】

【遺訓第四条】政治・行政の責任者は、いつも自分の心を慎み、品行を正しくし、偉そうな態度をせず、**警戒を慎み節約する事に努め、仕事にも励み国民の手本となり、国民がその仕事ぶりや、生活ぶりを気の毒に思う位にならなければ、政令はスムーズに行われないものである。**

今後、私たちの未来には新市民病院建設の負担だけではなく、人口減少、公共施設の老朽化、社会保障費増大など財政ひっ迫の苦難が目の前に来るでしょう...市長以下、私たちがどういう人間であるとするべきか、少しでも考えていってほしいと思います。

税金の使い方を考えよう

市民病院跡地の再開発について

市民病院跡地には、福祉施設などと一緒に遠鉄ストアが入るといふ。私自身、遠鉄ストアは「オシャレな店舗」という良い印象を持っているので、楽しみにも感じている。
しかし、現在の病院跡地は用途地域の制限で大きな店舗(床面積500平米以上)は誘致出来ない筈である。そこで市は「用途地域の変更」を行い、遠鉄ストアの誘致に協力するようであるが...

(質問・答弁要旨抜粋)

Q(倉橋の質問)	A(市当局の答え)
用途地域は、都市計画の根幹的なもので、その変更には多角的な検討と慎重な判断が必要 である。 第一に、市民の意見は「豊川市民病院跡地利活用計画」に反映されているか。	地域住民の意識や意向、要望を把握するために、アンケート調査が行われています。 (南部中学校区在住の20歳以上、無作為1,000人) このアンケート結果も参考にして、跡地の利活用における 基本的な方向性も示された と考える。
地域住民のアンケートで、商業施設を望む声は上から8番目 だった。 一方、 地権者の希望は商業施設が上位(5番目) になっていた。 いち企業の為、又は地権者の為にする用途地域の変更にも見える。 用途地域を変更する根拠はあるのか？	愛知県の「用途地域の決定又は変更に関するガイドライン」にある、「 都市施設の整備や変更、廃止などにより都市構造が大きく変化した場合 」に該当する。 市民病院の移転後、このまま第1種中高層住居専用地域にこだわった場合、病院跡地という特殊性から一般住宅の建築が進むことが想定し難く、 地域の空洞化を招くのではないかと考えた。
10月17日の住民説明会には何名参加しているか。	8名でした。
参加者が非常に少ない。告知の方法などに問題はなかったのか。 改善の余地はないか。	ホームページや広報へ掲載をしてお知らせをしていた。 市民に関心を持って貰えるような努力を考えたい。
(市民病院の跡地に限らず)用途地域や地区計画の変更などは、住民からの意見を取り入れ、住民との合意形成を図る必要がある。	市民には、都市計画が生活に直結しているという認識がまだ少ないので、関心を持って頂けるような努力をしたい。 小中学生向けに「まちづくり講座」を実施しているが、今後は、対象を一般の方々にも広げることも考えています。
市民の意見が出やすくなるよう、丁寧な説明と周知をしっかりとって頂きたい。	市民意識の啓発に努め、住民の方との合意形成を図りながら、都市計画行政を進めてまいります。

通常、自分の土地であっても用途地域(土地利用の制限)は、簡単には変えられない。
それが病院跡地ということで、**行政主導でトントン拍子に進んでいる(不公平ではないか?)**。
一方で、他市町では都市計画が市民の側におりて来つつあります。
名古屋市や春日井市などで、市民から提案された都市計画が採択されてきているのだ。

一般質問では、都市計画提案制度を紹介しつつ、市民が主体的に自分たちの街の計画を考えていくことに対する豊川市の認識も問い正しました。その返答は...

市答弁:「**行政と民間が同じ目線で都市計画を議論する場が作られること、民間の知恵を活かせることには大きな意義がある。**一方で市民も行政側も意識改革が必要であり、**時間が必要だ**」

私たちの街を私たちが計画する、心の準備と勉強をしていきたい。